

令和2年（2020年）4月3日

新型コロナウイルスに係る第17回豊中市危機管理対策本部会議

日時：4月3日（金）10時00分から

場所：第一庁舎2階大会議室

次 第

1. 現況について

2. 学校の休業について

3. 市主催イベント等の延期・中止、市有施設の休館措置について

4. その他

新型コロナウイルスに係る第17回豊中市危機管理対策本部会議

現状について 資料

令和2年(2020年)4月3日
健康医療部長 兼 保健所長

1. 新型コロナウイルス感染症発生の状況

- 1) 国内：感染者数 2,617名、死亡者数 65名（4月3日7時現在）
- 2) 大阪府：感染者数 279名（4月2日12時現在）
- 3) 大阪府発表：感染者数 311名（4月2日22時30分現在）、死亡者数 2名（4月1日現在）

2. 豊中市における発生の状況（4月3日9:00時点）

| | 年齢 | 性別 | 症状 | 基礎疾患 |
|-----------------|-----|----|----|------|
| 豊中 1 (=大阪 41) | 60代 | 男性 | 重症 | ○ |
| 豊中 2 (=大阪 46) | 20代 | 女性 | | |
| 豊中 3 (=大阪 54) | 60代 | 女性 | | |
| 豊中 4 (=大阪 66) | 70代 | 男性 | 重症 | ○ |
| 豊中 5 (=大阪 76) | 20代 | 女性 | | |
| 豊中 6 (=大阪 77) | 20代 | 女性 | | |
| 豊中 7 (=大阪 75) | 20代 | 女性 | | |
| 豊中 8 (=大阪 90) | 70代 | 女性 | | ○ |
| 豊中 9 (=大阪 138) | 60代 | 男性 | | ○ |
| 豊中 10 (=大阪 154) | 20代 | 女性 | | |
| 豊中 11 (=大阪 187) | 40代 | 女性 | | |
| 豊中 12 (=大阪 272) | 30代 | 男性 | | |
| 豊中 13 (=大阪 273) | 40代 | 女性 | | |
| 豊中 14 (=大阪 282) | 70代 | 男性 | | |
| 豊中 15 (=大阪 307) | 70代 | 男性 | | |

3. PCR 検査

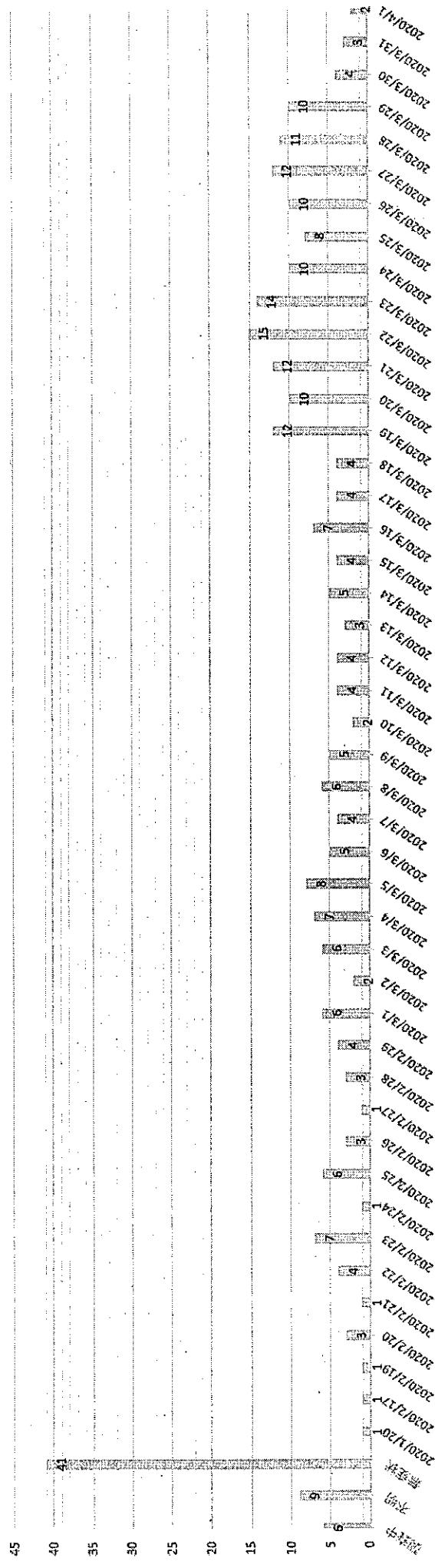
4. 帰国者・接触者外来

5. 帰国者・接触者相談センター

6. 保健所長私見
 - 1) 医療機関の機能不全
 - ①陽性者の入院が困難に（←大阪府の入院フオローアップセンター）
 - ②“発熱続く”だけで「診療できない」
 - 2) 保健所の事務職員の“がんばり”
 - 3) 「次亜塩素酸水」と「次亜塩素酸ナトリウム」

7. 大阪府 陽性者数（発症日別）

大阪府 陽性者数（発症日別）



8.大阪府 陽性者数（報道提供日・市町村別）

令和2年(2020年)4月3日

都市経営部

豊中市帰国者・接触者相談センター（本庁）受電状況

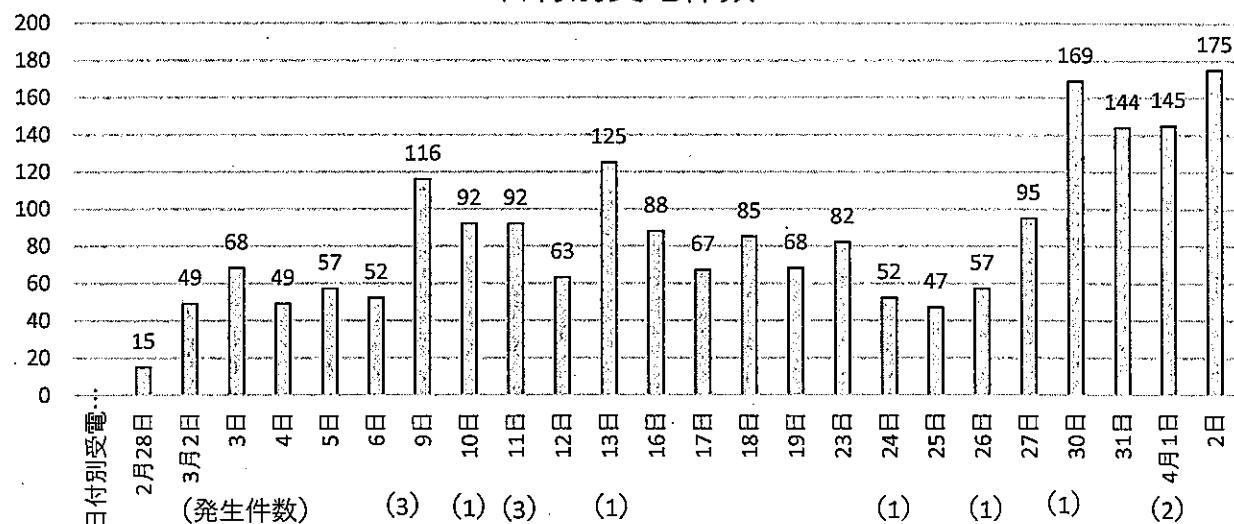
期間：令和2年2月28日（金）～4月2日（木）

回線数：2～5回線

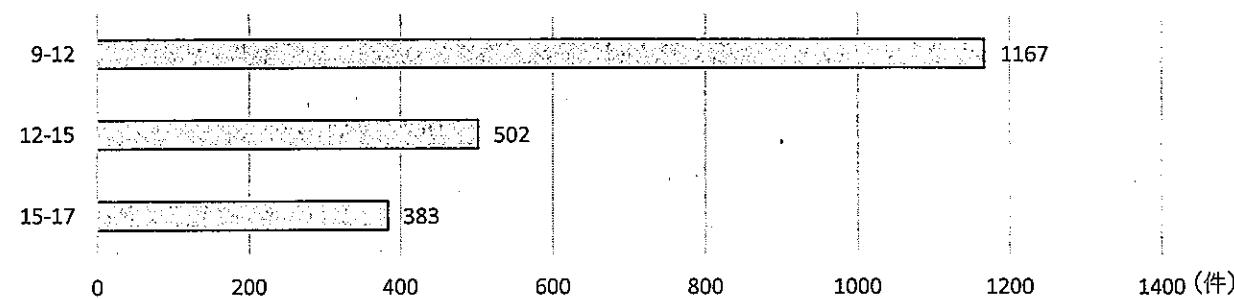
受電数：1,877件

問い合わせ：都市経営部広報戦略課 前田（内3654）

日付別受電件数



時間帯別受電件数



相談内容別



令和2年4月2日

市町村長様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症への対応

(府主催(共催)イベントの延期・中止、府有施設等の休館)について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、市町村の皆様にご協力いただき誠にありがとうございます。

本府では、3月20日開催の第9回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、3月21日以降の府主催(共催)のイベントの延期・中止、府有施設等の休館の措置を4月3日まで継続することを決定したところです。

その後、府域において感染源が不明な感染者数が増加していることや、検査件数に占める陽性者の割合が増加傾向にあること、国の専門家から大阪府は「感染拡大警戒地域」であり、本地域においては、「三つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組みをより強く徹底する必要があるとの見解が示されたこと等を踏まえ、本日2日に第10回対策本部会議を開催し、改めて府の考え方を整理しました。

本府としては、4月4日以降の府主催(共催)イベントの延期・中止、府有施設等の休館等の措置については、5月6日まで継続することとし、それ以降の対応については、4月中に今後の感染拡大の状況等を踏まえ判断することとしました。

貴市町村におかれましても、できる限りの対応についてご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。あわせて、別添参考資料4-1及び4-2について、住民等への周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、府有施設の利用をキャンセルされた場合の利用料金については、引き続き徴収しないこといたします。

別添参考資料1 府主催(共催)イベントの延期・中止、府有施設等の休館に関する考え方

別添参考資料2 新型コロナウイルス感染症への対応(府主催イベントの延期・中止、施設の休館等)について(令和2年3月20日付け企政第1596号)

別添参考資料3 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言

(令和2年4月1日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議作成)

別添参考資料4-1 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆様にお願いしたいこと

別添参考資料4-2 新型コロナウイルスを防ぐには

(問い合わせ先)

大阪府政策企画部 企画室政策課

小原、上野

06-6944-6784 (直通)

06-6941-0351 (代表) 内線 2028

【別添参考資料 1】

府主催（共催）インシントの延期・中止、府有施設等の休館に関する考え方 1/2

【現行の措置】

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中（4月3日まで）

- ① 府主催の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- ② 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館

【現在の感染状況等】

府内の感染の動向

- ・継続的に感染者が発生し、とりわけ、感染源がわからぬ感染者数が増加（3月31日現在、99名）
→このまま継続的に増加すれば、爆発的な感染者数（オーバーシュート）を伴う大規模流行につながりかねない
- ・検査件数に占める陽性者の割合（陽性率）も、これまで数日、増加傾向
⇒市中に感染が広がっている可能性

国の専門家会議の提言（4月1日）

- 「感染拡大警戒地図における、「想定される対応」として、以下のとおり記載されている。
 - オーバーシュート（爆発的患者急増）を生じさせないよう最大限取組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」※（3つの経）を避けるための取組（行動変容）を、より強く徹底していく必要がある。
- ※①換気の悪い密閉空間 ②人が密集している ③近距離での会話や発声が行われる

- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守つていいくことなどが期待される。

- ・期間を明確にした外出自粛要請
- ・地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること
- ・家族以外の多人数での会食などは行わないこと
- ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底

府主催（主催）イベントの延期・中止、府有施設等の休館に関する考え方 2/2

【今後の方針】

(1) 現在の感染状況等を踏まえ、中止・延期の方針としているイベント等、休館している施設等については、5月6日まで中止・延期及び休館の措置を継続する

【期間設定の考え方】

感染拡大の状況を見極める期間（約3週間） + 感染拡大のリスクが高いゴールデンウイーク期間

(2) 市町村や民間に対しても府の考え方を示し、できる限りの協力を依頼する

(3) 5月日以降の方針については、4月中に判断する

※ 府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金の取扱いについては、第8回大阪府コロナイルス対策本部会議で示した方針を継続する。

※ なお、緊急事態宣言の発出など、今後事態が大きく動いた場合には、現在開館している府有施設（貸館、体育館、公園の施設等）などの取扱いについて、改めて検討する

2020.4.3 教育委員会

教育委員会所管施設の内、一部再開している施設の今後の対応に関する考え方
(現状)

教育委員会が所管する施設のうち、現時点で市民に対して貸室を提供している施設は、公民館が3月23日から3つの条件を満たし、利用者にも感染拡大防止の対策をしてもらうことを前提に貸室を提供している。

4月1日に行われた国の専門家会議の提言において、地域区分の考え方が示され、大阪府は感染拡大警戒地域として対応する必要がある。

その対応の一つには、地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントの参加を避ける事が明記されている。

上記を受け、想定される対応のパターンとして、

(対応)

1. 現状の留意事項を遵守の上継続
2. 貸室の閉鎖
3. 10人以上の予約受付の中止
4. 現時点の予約受付分については、利用者に専門家会議の内容を伝えた上で継続、もしくは中止

○教育委員会としては、1の現状を継続し、利用の際や予約時においても専門家会議の内容、留意事項を伝える対応を行う。

緊急事態宣言が発令された場合には、全館休館の対応とする。

■参考

○放課後こどもクラブ

①入会状況

| 年度 | 加入者 | 増減 | 前年比 |
|-------|--------|-------|--------|
| R2年度 | 4,662名 | 937名増 | 125.1% |
| R元年度 | 3,725名 | 185名増 | 105.2% |
| H30年度 | 3,540名 | — | — |

②利用状況

【R2年3月】

最大7割程度 2,607名

最低5割程度 1,862名

平均 2,234名

【R2年4月見込み】

最大7割程度 3,263名

最低5割程度 2,331名

平均 2,797名

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業措置について（案）

① 経過

- ◆ 2月28日（金）第7回大阪府対策本部会議
- ◆ 3月2日（月）から3月15日（金）を臨時休業。3月16日（月）から4月7日（火）までの期間に教育活動等を行わないこと
- ◆ 3月13日（金）第8回大阪府対策本部会議
- ◆ 3月23日（月）から4月7日（火）までの春季休業期間は教育活動等を行うことができる
- ◆ 3月18日（水）厚生労働省コロナ対策本部クラスター班の専門家作成資料
- ◆ 大阪府・兵庫県における緊急対策の提案（見えないクラスター連鎖が増加しつつあり、感染の急激な増加がすでに始まっている）
- ◆ 3月19日（木）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- ◆ 感染が拡大している地域では一律の自粛の必要性（大阪は感染が拡大している地域）
- ◆ 3月20日（金）第9回大阪府対策本部会議
- ◆ 3月23日（月）から4月7日（火）までの春季休業期間は教育活動等を行うことができない
- ◆ 3月24日（火）文部科学省からの通知
- ◆ 令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動等の再開について

② 現状

- ・大阪府における3月31日（火）の陽性件数が28件、4月1日（水）の陽性件数が34件と最多。
- ・政府の専門家会議で、「大阪は「感染拡大警戒地域」とされ「地域内の学校の一斉臨時休校も選択肢として検討すべき」とされた。
- ・それを受けた文部科学省の通知では、「地域の感染状況に応じて自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられる」とされている。

③ 認識

- ・学校現場（校長など）や市町村教委からは、再開に向けた不安の声が多い。休業措置を解除できる情勢にはないと考えられるが、学校再開後の教育活動の円滑な実施に向けて何らかの取り組みを行う必要があるという認識。

④ 対応策（別紙1、2）

2020年4月2日

◆府立学校、市町村立学校について5月6日まで休業を延長する方針についてのご意見

| | |
|----------|--|
| 朝野座長 | <p>・休業の延長に賛成。登校日を設ける、学校を開放するなどの対策も取られ、子供たちの心身の発達への影響を最小化する試みを賛成。生活圏により細かな判断を行つういう提言もあるが、大阪府の場合、周辺の自治体であつても、勤務地は大阪市内が多いため、親世代のリスクは均等に存在する。</p> <p>・状況としては、大阪府の感染者増加傾向も東京都の状況に似ている（倍増時間が2.5日と3日程度）。そのため、感染拡大警戒地域として東京都と共に緊急事態宣言が出されると予測される。学校の休校の効果は専門家会議でも評価できていないが、緊急事態宣言が出されれば、両親も在宅が多くなるので、休校のデメリットが軽減される。</p> <p>・一方、医療職や公務員、交通・運輸などの指定公共機関、生活必需品の販売などの業種は事業の継続が必要なため、それらの職種の人たちの子供たちを世話する場所の確保が、緊急事態宣言時の重要な課題となるため、安全に留意した受け皿の設置が必要となる。また、休校を行つた場合の学童、生徒のカラオケ店の利用や繁華街への出歩きなどをこれまで以上に監視し、指導することが必要。</p> |
| 掛屋副座長 | <p>・大阪府下でも患者数の増加が認められ、感染爆発への移行が危惧される時期である。比較的年齢の低い集団には発症者数も少なく、クラスター形成も限られているが、現在も流行拡大傾向が見られる大阪府においても東京都同様に登校再開に慎重であるべきと考える。</p> |
| 砂川オブザーバー | <p>・感染拡大が全国的に進んでいる現状からは、4月の始業日から5月6日までの間を臨時休業とする施策はやむを得ないものと考える。再開については連休直前の状況を評価し、検討する。さらに状況の悪化や長期化が進む可能性を見越して、学習手段の確保（ITを駆使した遠隔学習の開発・導入を含む）や子供たちの健康・栄養状態の確認方法などの対策が必要である。</p> <p>・家庭内感染のリスクも高まっていることから衛生教育を強化し、本人・家族に発熱などの症状が出た際の具体的な対応についても伝えておくことが重要である。</p> |

府立学校における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について (令和2年度第1学期初めの対応)

1 措置について

4月8日(水)から5月6日(水)までの間を臨時休業とする。

- ・臨時休業の期間や範囲等については、府域の状況により変更する場合がある。
- ・入学式は、感染拡大防止のための措置を講じたうえで実施することができます。
ただし、府立高校においては新入生と教職員のみの参列とする。

2 臨時休業期間中の対応

学校再開後の教育活動等の円滑な実施に向けて登校日を設定する。

- (1) 児童生徒等に対し週に1~2回の登校日を設定する。
- (2) 通常の授業は行わず、毎週の学習課題の提示や学習状況の確認を行う。
また、感染拡大防止のための措置を講じたうえで、健康診断、オリエンテーション等を実施することができる。
- (3) 1教室あたりの人数は20人程度までとし、分散登校により行う。また、活動終了後は速やかに下校させる。
分散登校の例：
・1年：月曜日、2年：水曜日、3年：金曜日
・奇数クラス：午前　偶数クラス：午後
・上2つの組合せ
支援学校では、学部や学年毎に曜日を変える 等
- (4) 公共交通機関を利用する児童生徒等が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。支援学校の通学バスは運行する。
- (5) 学校での滞在時間は2時間程度とする。
- (6) 登校時には児童生徒等の心身の健康状態を把握する。

市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の措置について (令和2年度第1学期初めの対応)

別紙2

1 措置について

4月の始業日から5月6日(水)までの間を臨時休業とします。

・臨時休業の期間や範囲等については、府域の状況により変更する場合がある。

2 臨時休業期間中の対応

具体的な対策については別添マニュアルを参照してください

① 登校日について

- (1) 児童生徒等に対し、登校日を設定する。※週2回程度が望ましい。
- (2) 分散登校とするため、学年や学級ごとに登校する曜日等を決める。
- (3) 1学級を2教室に分割するなど、1教室あたりに参集する人数は20人程度とする。
- (4) 学校での滞在時間は2時間程度とする。
- (5) 登校時には児童生徒等の心身の健康状態を把握する。
- (6) 通常の授業は行わず、学習課題の提示や学習状況の確認を行う。
児童生徒がおかれている極めて特殊な状況の影響は計り知れません。児童生徒を迎えるにあたっては、子どもの些細な変化を見逃さないようにしてください。別添の資料を参考に、受け入れ準備と登校日における子どもの対応を教職員で共通理解を図り、子どもの安心・安全を守るために組織的な対応をお願いいたします。

例) 《小学校》

月木：1・4・6年

月木：奇数クラス

火金：2・3・5年

火金：偶数クラス

・不足教員は担任児童生徒が登校していない学年・学級の教員が補う。

・小学1年生は、保護者や近所の上の学年の児童と一緒に登校、下校は教員が付き添う。

② 子どもの居場所の確保

- ・登校時間以外(登校日以外も含む)は、これまでと同様に3年生以下の子どもの居場所の確保をお願いします。

③ その他

- ・感染拡大防止のための措置を講じたうえで、運動場の開放、学校図書館での貸し出し機能の活用等、子どもの活動の場の工夫もお願いします。

■文化・体育施設等運営の今後の方向性について

1. 体育施設

(1) 屋外体育施設（テニスコート、グラウンド、野球場）

○更衣室等諸室の使用を禁止したうえで、引き続き開館する。

- ・ローズ球場については、グラウンド、ベンチ及び本部室周りのみ使用可。ただし、本部室の窓は開放しておくとともに、利用者の入替のたびに同室及びベンチの消毒を行う。観客席は使用禁止。
- ・テニスコートのクラブハウスも使用禁止

(2) 屋内体育施設（体育館、武道館、プール、高川スポーツルーム）

○引き続き 5/6まで閉館とする。

2. 文化ホール等

(1) 貸館は、自主的なキャンセルのキャンセル料を免除する措置を 5月末まで継続する。

(2) 伝統芸能館（開館時間：9 時～21 時）、市民ギャラリー（開館時間：10 時～19 時）については、利用者が少なくなってきたことから、利用状況に合わせ、臨時休館の時間帯を設けていく。

(3) 5/6までの貸館利用者については、府及び市の方針を情報提供する。

3. 共同利用施設

(1) 各地域の運営委員会が運営を担っているため、今回の府及び市の考え方を情報提供したうえで、各運営委員会の判断を尊重する。



豊中市
Toyonaka City

町議会議員・市議会議員
市長選挙
市議会議員
市議会議員

電話で問合せ
豊中市総合コールセンター
06-6858-5050

困ったことが
あった時は
相談窓口

よくある質問



くらし・手続き



子育て・教育



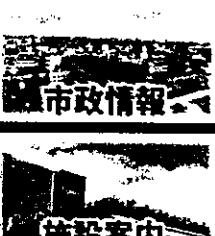
健康・福祉
医療



人権・文化
スポーツ



まちづくり
環境



施設案内



と、ともに、
豊中の魅力
よなが



引っ越しからはしまる
ReLife

緊急情報

市民の皆さんへ（市長からのメッセージ）

- [市民の皆さんへ（市長からのメッセージ）](#)

新型コロナウイルスに関する情報

- [新型コロナウイルス感染症患者の発生状況（4月2日更新）](#)
- [新型コロナウイルス感染症について（豊中市保健所からのお知らせ）](#)

市公共施設などに関する市の考え方

- [市公共施設などに関する市の考え方（4月3日更新）](#)

①

市立小中学校・こども園などの対応や子育て支援など

- [市立小中学校の休業のお知らせ（4月3日更新）](#)
- [放課後こどもクラブに関するお知らせ（3月17日更新）](#)
- [公立こども園等の対応に関するお知らせ（3月7日更新）](#)
- [子育て支援に関する各種施策など（4月2日更新）](#)

イベント・事業・公共施設の再開・休止、窓口の対応など

- [市主催イベント・事業に関するお知らせ](#)
- [市公共施設に関するお知らせ（4月2日更新）](#)
- [市府民税の申告受付延長に関するお知らせ](#)
- [来庁・来所せずにできる手続きをご活用ください（市民課窓口での手続き・国民健康保険に関する手続き）](#)

相談窓口・支援

市民の皆さん向け

- [公共料金・市税の支払いなどに関する相談](#)
- [休業や失業等により今後の生活に不安を感じている方への相談窓口](#)
- [新型コロナウイルスに便乗した黒道奇術や詐欺などにご注意ください](#)
- [【がいにくじんのみなさまへ】新型（しんがた）コロナウイルス（こうなういるす）について](#)

事業者の皆さん向け

- [雇用している人向けの手当或は金や相談窓口など](#)
- [危機関連保証制度及びセーフティネット保証制度等における特定中小企業者の認定について](#)
- [緊急対策（融資制度等）について](#)

その他日常生活に関することなど

- [マスクなどの感染予防物資や日常生活・介護予防に関することについて](#)
- [新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について](#)



豊中市

Toyonaka City

音声読み上げ・文字拡大 | Multilingual | サイトマップ

検索

くらし・手続き

子育て・教育

健康・福祉・医療

人権・文化・スポーツ

まちづくり・環境

市政情報

姉妹都市

トップページ

くらし・手続き

防災・消防・緊急

緊急情報

市公共施設などに関する市の考え方（4月3日更新）

市公共施設などに関する市の考え方（4月3日更新）

更新日：2020年4月3日

新型コロナウイルス感染症患者の爆発的な急増を回避するため、感染拡大防止をより一層強化する必要があることから、市立小中学校の休業、市主催イベントの中止・延期、市公共施設の休館などの措置を、●月●日（●曜）まで継続します。

今後の国・大阪府の方針や市内の感染者の発生状況によっては変更する場合があります。

関連サイト

- > [市立小中学校の休業のお知らせ](#)
- > [市主催イベント・事業に関するお知らせ](#)
- > [市公共施設に関するお知らせ](#)

▲ ページ上部へ

[個人情報の取り扱いについて](#) | [このホームページについて](#) | [著作権・リンクについて](#)

豊中市役所

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号
電話：06-6858-5050（総合コールセンター）
法人番号6000020272035

■ [市役所のご案内](#)

© 2017 Toyonaka City.



令和2年4月3日
福祉部

福祉部内新型コロナウイルス対応状況

1. 福祉部内コロナに関連した相談状況（R2.3.31現在）

- ・生活保護新規相談 8件 (収入減・失業など)
- ・生活援護資金相談 6件 (収入減・雇用延期など)
- ・高齢、障害 30件／月 (健康不安・衛生用品不足など)

2. 情報発信に関する状況

- ・高齢者のコロナウイルス予防と身体機能低下に対する周知
(市HP・介護保険事業者の協力による個別周知)
- ・とよなかパワーアップ体操の動画をHPにアップ
(広報課の協力の下、市HP緊急情報から誘導)
- ・パワーアップ体操動画のプレスリリースを予定

3. 市業務・委託事業等の動き

- ・福祉事務所にて訪問時に感染予防チラシ配布（2月～）
- ・引き続きコロナ感染防止の観点から各種講座や対面が必要な事業は原則中止
- ・福祉なんでも相談は社協CSWによる電話相談に切り替えて実施
 - ・社会福祉協議会小口資金窓口について
 - ・3月25日（水）からスタート
 - ・社協生活支援課が中心に受付対応
 - ・4月1日現在約31件の申請を府社協に送付（緊急小口資金30件・総合1件）
 - ・問い合わせは毎日30件程度ある
 - ・フリーランス、タクシー運転手などから相談が多い
 - ・郵送でも受け付けている
 - ・土曜日も受付
 - ・福祉部と状況等の情報共有を確認

4. 今後の取り組み

- ・交流・支え合いの場づくり推進事業は、自宅でできる運動や健康情報について動画配信予定
- ・福祉事務所単身世帯（高齢者・障害者）の安否確認を実施予定
- ・生活援護資金特別貸付を実施（上限額の変更20万⇒30万）

令和2年(2020年)4月3日
こども未来部

新型コロナウイルス感染症に伴う利用者負担額(保育料)及び給食費の軽減について

1. 軽減対象者(公立・民間)

【保育料】市が保育料決定した認定こども園等に通園する3号認定児(0~2歳児)
*1・2号認定児(3~5歳児)は保育料無償化のため対象外

【給食費】市内園に通園する市在住児童で1・2号認定児(3~5歳児)
*3号認定児(0~2歳児)は保育料に給食費が含まれているため対象外

2. 該当事由

国の規定により登園しなかった、または家庭保育に協力した家庭に対し軽減を行う

市の要請により登園しなかった場合 ←家庭保育への協力はこれに該当

例) 小中高の全国一斉休業に伴い、保育教諭の数が少ない中で、小学生の子どもを見るために自宅にいる保護者の園児について、自宅での養育を要請する場合など、市の要請により園に登園しなかった場合

3. 対象期間

令和2年3月2日以降、上記2の規定により登園しなかった期間

4. 軽減額

【保育料】 現在の保育料 × 登園できなかつた日数 ÷ 月の施設開所日数(25日)

【給食費】 公立こども園 240円×欠席日数
民間施設 施設ごと1食あたり単価を算出し、欠席日数分を軽減

5. 軽減方法

公立こども園 市から保護者へ還付

民間保育所 保育料は市から保護者へ還付

給食費は施設から軽減・還付

認定こども園他 保育料・給食費とも施設から保護者へ軽減・還付

6. その他

○民間施設については利用者が施設に対し払う負担額(保育料)の減少分を市から追加支給
○給食費についても、保護者還付による損失は運営費補助金にて市から補填予定

令和2年（2020年）4月3日

こども未来部

新型コロナウイルス感染症にかかる育児休業復帰関係の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各企業等で育児休業期間の延長措置を行っている場合があります。

こうした本人の都合によらないケースへの支援として、保育所等への入所にかかる取り扱いを以下の通りといたします。

1 4月入所内定者の育児休業期間に係る取り扱いについて

4月入所内定している育児休業者 の復帰時期については1か月延長し、5月31日までとします。

2 4月入所内定者の求職活動に係る事由証明書の取り扱いについて

4月入所内定している求職活動者 の事由証明書（内定）提出期限を1か月延長します。

3 コロナウイルスで入所辞退をしている場合の取り扱い

コロナウイルスによる入所辞退の場合は減点などの取り扱いをしないこととします。

なお、上記1・2については今後の感染拡大状況により、取り扱いを延長する可能性があります。

※令和2年4月1日にホームページへの掲載及び保育施設へ周知

令和2年（2020年）4月2日

市民協働部

新型コロナウイルスに関するくらし支援課相談まとめ

1. 新規相談受付件数（電話、来館）

| （相談種別） | くらし再建 就労支援 | 労働 | 消費生活 | 社会福祉協議会 (くらし再建分) |
|-----------|---------------|----|------|---------------------|
| ～3/22 | 12 | 15 | 26 | 19 |
| 3/23～3/29 | 9 | 4 | 7 | 138 |
| 3/30～3/31 | 5 | 1 | 0 | 53 |

※4/6 以降 くらし支援課から職員派遣実施

2. 生活福祉資金貸付申請件数＜社会福祉協議会受付＞

| | 緊急小口資金 | 総合支援資金 |
|-----------|--------|--------|
| 3/25～3/29 | 19 | 1 |
| 3/30～3/31 | 11 | |

※3/25 から受付開始

3. 主な相談内容

＜くらし再建／就労支援相談＞

- ・収入減、ひとり親で休校に伴い支出が増えた
- ・廃業による解雇。就労の相談をしたい
- ・貸付制度を知りたい

＜労働相談＞

- ・個人事業主で利用できる補償や助成金はないか
- ・学校が休みになった関係で仕事を休んだが補償はあるか
- ・会社から休暇を指示された。有給休暇の取得を指示されたがどうすれば良いか
- ・仕事の無い日に別の仕事したい
- ・従業員を雇用しているが、解雇しない為の助成金を知りたい

＜消費生活相談＞

- ・マスク・トイレットペーパーが買えない
- ・渡航先の都合で旅行がキャンセルされたが返金されない
- ・イベントやチケットの払い戻しができない
- ・習い事などの退会手続き

＜社会福祉協議会＞

- ・緊急小口資金の貸し付けに関するもの等
(シフト勤務時間減による収入減、自営業の収入減)

*緊急小口資金は正式には3月25日受付開始

休業や失業により、今後の生活に不安を感じている皆さんへ

新型コロナウイルスの影響で生活に 影響が出ている際に利用できる主な制度や窓口のご紹介

1. 生活資金の貸付

1-1 生活福祉資金貸付制度

概要：新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した世帯への貸付制度で、緊急小口資金及び総合支援資金がある

貸付内容：緊急小口資金は10万円以内（特例で20万円以内）

総合支援資金は複数世帯で月20万円以内（最大3か月間）

受付日時：月曜～金曜（祝日休み） 9時～17時

問合せ先：豊中市社会福祉協議会 電話：06-6848-1313

2. 相談窓口

2-1 収入が減少し、今後の生活について相談したい人へ

相談窓口：くらし再建パーソナルサポートセンター（豊中市くらし支援課）

相談日時：月曜～金曜（祝日休み） 9時～17時（火曜日は～18時）

電話番号：06-6858-5075

2-2 失業などで再就職を検討している人へ（求人検索や職業相談）

相談窓口：豊中しごとセンター

相談日時：月曜～金曜（祝日休み） 9時～19時、第2土曜日 10時～13時

電話番号：06-6398-7463

2-3 失業などで再就職を検討している人へ（就職に向けた支援を希望）

相談窓口：豊中市地域就労支援センター

相談日時：月曜～金曜（祝日休み） 9時～17時（要予約）

電話番号：06-6863-6861

2-4 働く上での悩みや不安をお持ちの人へ

相談窓口：豊中市労働相談窓口（生活情報センターくらしかん）内

相談日時：月曜、水曜、金曜（祝日休み） 10時～12時、13時～16時

電話番号：06-6858-6863

3. その他の制度

3-1 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 相談コールセンター

相談日時：全ての曜日（祝日含む） 9時～21時

相談内容：小学校等の臨時休校により仕事を休まざるをえなくなった保護者への助成金制度に関する内容など。個人で業務委託契約等で仕事をしている場合を含む

電話番号：0120-60-3999

3-2 生活保護に関する相談

相談日時：月曜～金曜（祝日休み） 9時～17時15分

電話番号：06-6858-2245（本庁）、06-6334-4055（庄内）

掲載の情報は、令和2年(2020年)4月1日時点の情報です。最新の情報は、市ホームページ（右の二次元バーコードからもアクセス可）でご確認いただけます。



事業主（従業員を雇用している）皆さんへ

新型コロナウイルスの影響で従業員の雇用に 影響が出ている際に利用できる制度や窓口のご紹介

新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、新設・拡充された制度や相談窓口について主なものをまとめました。厳しい経営環境になっていますが、経営の安定や雇用の維持のために、公的な制度をご活用ください。

1. 助成金に関する情報

1-1 雇用調整助成金の特例

概要：経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員に対して一時的に休業などを行い、雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成。今回は、要件において特例措置が設けられている。

助成内容：中小企業の助成率は4月1日から4/5に拡大

※雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める特例措置が実施

問合せ先：大阪労働局助成金センター 電話：06-7669-8900

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談
コールセンター 電話：0120-60-3999

1-2 小学校休業等対応助成金

概要：新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施された小学校等の臨時休校に伴い、保護者である従業員が休んだ際に、年次有給休暇とは別の有給の休暇を取得させた場合等。

助成内容：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 （日額上限は8,330円）

問合せ先：学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談
コールセンター 電話：0120-60-3999

2. 相談窓口

2-1 特別労働相談窓口（大阪労働局）

設置概要：大阪労働局雇用環境・均等部指導課 総合労働相談コーナー内

相談日時：月曜～金曜（祝日休み） 9時～17時（火曜日は～18時）

相談内容：新型コロナウイルス感染症の影響による一般的な労働相談

電話番号：0120-939-009（フリーダイヤル）

06-7660-0072（携帯電話、IP電話など）

2-2 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金 相談コールセンター

相談日時：全ての曜日（祝日含む） 9時～21時

相談内容：小学校等の臨時休校により仕事を休まざるをえなくなった保護者への助成金制度に関する内容など。個人で業務委託契約等で仕事をしている場合を含む

電話番号：0120-60-3999

2-3 豊中市労働相談窓口

設置概要：豊中市市民協働部くらし支援課（生活情報センターくらしかん）内

相談日時：月曜、水曜、金曜（祝日休み） 10時～12時、13時～16時

相談内容：新型コロナウイルス感染拡大に関する雇用のことはじめ、労働問題全般

電話番号：06-6858-6863

掲載の情報は、令和2年(2020年)3月31日時点の情報です。最新の情報は、市ホームページ（右の二次元バーコードからもアクセス可）でご確認いただけます。



発行：豊中市市民協働部くらし支援課管理調整係 メール：kurashi@city.toyonaka.osaka.jp

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向け支援策一覧

◆無利子・無担保融資

※「新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「特別利子補給制度」を併用することで実質的な無利子化を実現

新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

| | |
|------|--|
| 内容 | <p>【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来している方 【融資用途】運転資金、設備資金 【担保】無担保 【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内） 【融資限度額（別枠）】中小事業3億円、国民事業6,000万円 【金利】当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46% （利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3000万円） ※令和2年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律</p> |
| 問合せ先 | 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 |

特別利子補給制度（※詳細検討中）

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が決まり次第中小企業庁HP等で公表予定。

| | |
|------|--|
| 内容 | <p>【適用対象】 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方 ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少 【利子補給】 ・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3,000万円</p> |
| 問合せ先 | 中小企業金融相談窓口：03-3501-1544 |

◆相談窓口

| | | | |
|-----------------------------|--------------|---------|---|
| 豊中商工会議所（経営相談） | | | |
| 連絡先 | 06-6845-8004 | 相談対応時間帯 | 午前9時から午後5時30分（月曜～金曜） ※4月30日までは、午後6時30分まで開設 |
| 大阪府よろず支援拠点（経営相談） | | | |
| 連絡先 | 06-4708-7045 | 相談対応時間帯 | 午前9時30分から午後5時30分（月曜～金曜） ※土日祝：午前9時から午後5時【電話相談のみ】 (4月12日まで) |
| 中小企業金融相談窓口（資金繰り支援全般） | | | |
| 連絡先 | 03-3501-1544 | 相談対応時間帯 | 午前9時から午後5時（平日・休日） |
| 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル（事業資金相談） | | | |
| 連絡先 | 0120-154-505 | 相談対応時間帯 | 午前9時から午後5時（月曜～金曜） |

掲載の情報は、令和2年（2020年）3月31日時点の情報です。最新の情報は、市ホームページ（右の二次元バーコードからもアクセス可）でご確認いただけます。



新型コロナウイルスの影響で事業や生活に 影響が出ている際に利用できる主な制度や窓口のご紹介

1. 事業資金の融資

1-1 新型コロナウイルス感染症特別貸付

概要：日本政策金融公庫が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業況が悪化した事業者に対し、融資枠別枠の制度を創設。無担保の融資制度。

貸付内容：中小企業事業3億円以内、国民生活事業6,000万円以内

問合せ先：日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505

2. 生活資金の貸付

2-1 生活福祉資金貸付制度

概要：新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した世帯への貸付制度で、緊急小口資金及び総合支援資金がある

貸付内容：緊急小口資金は10万円以内（特例で20万円以内）

総合支援資金は複数世帯で月20万円以内（最大3か月）

受付日時：月曜～金曜（祝日休み） 9時～17時

問合せ先：豊中市社会福祉協議会 電話：06-6848-1313

3. 学校休業に伴う支援金

3-1 小学校休業等対応支援金

概要：新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援

支援内容：就業できなかった日について、1日当たり4,100円

問合せ先：学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談
センター 電話：0120-60-3999

4. 相談窓口

4-1 大阪府よろず支援拠点（経営相談）

相談日時：月曜～金曜 9時30分～17時30分 土日（4月12日まで）9時～17時

電話番号：06-4708-7045

4-2 豊中商工会議所（経営相談）

相談日時：月曜～金曜（祝日休み） 9時～17時30分

電話番号：06-6845-8004

4-3 中小企業金融相談窓口（資金繰り支援全般）

相談日時：平日・休日 9時～17時

電話番号：03-3501-1544

4-4 豊中市労働相談窓口（雇用面に関する相談）

相談日時：月曜、水曜、金曜（祝日休み） 10時～12時、13時～16時

電話番号：06-6858-6863

掲載の情報は、令和2年(2020年)4月1日時点の情報です。最新の情報は、市ホームページなどでご確認いただけます。

事務連絡

令和2年(2020年)3月26日

各所属長様

市民協働部くらし支援課

新型コロナウイルス感染症による生活不安に対応するための
緊急措置に関する情報提供について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に関連し、生活不安に関する市民からの相談が、当課及び市社会福祉協議会へ寄せられております。

また、3月18日に実施された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、生活に不安を感じておられる方々への当面の追加的な緊急対応策として、公共料金の支払い猶予や国税・社会保険料の納付猶予等の措置が講じられることとなりました。

つきましては、相談者に対して必要な情報を提供し、適切な支援を実施するため、公共料金の支払猶予や税・社会保険料の納付猶予等の措置を講じる場合には、当課への情報提供をお願いします。

加えまして、生活困窮状態で支援が必要な方に対しましては、当課の「くらし再建パーソナルサポートセンター」をご案内頂きますようお願いいたします。

記

1. 提供頂きたい内容

- ・上下水道の使用料、公営住宅の家賃等の支払猶予に関する情報
- ・税、社会保険料等の納付の猶予に関する情報
- ・その他徴収金の支払い猶予や減免措置に関する情報

2. 報告様式 別紙の通り

3. 情報の利用方法

- ・相談者への情報提供
- ・豊中市くらし再建パーソナルサポート事業連絡会議構成機関で情報共有

3. 添付資料

- ①「くらし再建パーソナルサポートセンター」ちらし
- ②国通知「新型コロナウイルス感染症による生活不安に対応するための緊急措置として講じられる公共料金の支払いの猶予等について（周知）」

【報告・問合せ先】

市民協働部くらし支援課 近藤、濱政

TEL 06-6858-6863 FAX 06-6858-5095

E-mail roukai@city.toyonaka.lg.jp

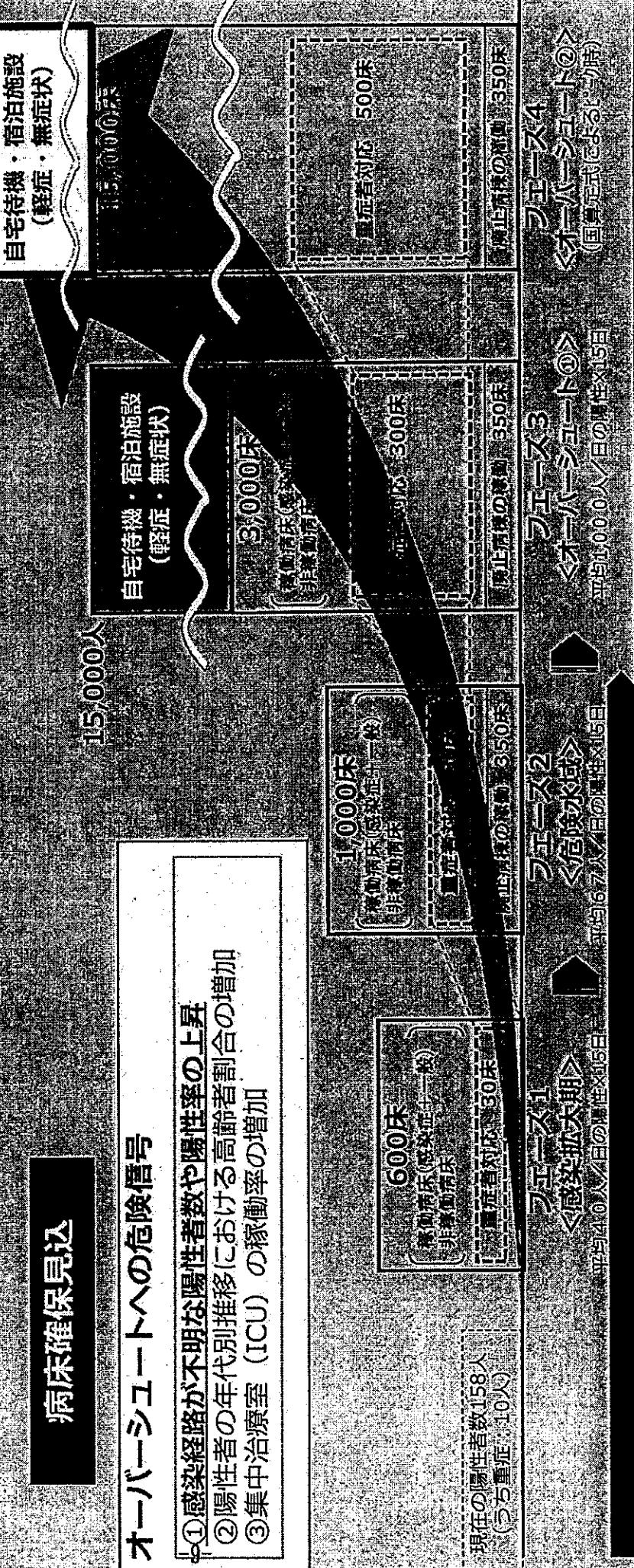
新型コロナウイルス感染症のフェーズに応じた保健医療対策（案）

- ◆ 病床については、現在、稼働病床と非稼働病床が600床の確保がたつていています。
- ◆ さらに、廃止病棟も含め、合計で1,000床の確保をすすめているところ。
- ◆ しかしながら、厚生労働省の算定式では、ピーク時ににおいて1日あたり3000床の病床の確保を急ぐ。
- ◆ 当面、重症者対応で300床、トータルで3000床の病床確保を急ぐ。
- ◆ オーバーシュートに備え、本日、医療機関に対し、健康医療部長名で、まず3,000床の病床確保の要請を行う。

病床確保見込

オーバーシュートへの危険信号

- ① 感染経路が不明な陽性者数や陽性率の上昇
- ② 陽性者の年代別推移における高齢者割合の増加
- ③ 集中治療室（ICU）の稼働率の増加



令和2年4月1日

危機管理課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく組織体制について

新型コロナウイルス感染症の対応において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づく本部を設置する場合は、次のとおりとします。

1. 設置時期

政府により緊急事態宣言が発出され、大阪府が対象区域として公示されたとき

2. 名 称

豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部

3. 通 知 等

市議会・大阪府危機管理室に通知、市民に公表

4. 組 織（法第35条及び豊中市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく）

本 部 長：市長

副本部長：両副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、健康医療部長

本 部 員：総務部長、都市経営部長、人権文化政策監、都市活力部長、環境部長、財務部長、市民協働部長、福祉部長、こども未来部長、都市計画推進部長、都市基盤部長、会計管理者、市立豊中病院事務局長、上下水道局経営部長、上下水道局技術部長、消防局長、教育委員会事務局長、同委員会教育監、市議会事務局長

※（オプザーバー）豊中市伊丹市クリーンランド事務局長、健康医療部理事、教育委員会事務局理事

5. 事 務 局 危機管理課

災対第2036号
令和2年3月31日

各市町村
新型コロナウイルス感染症対策担当部局長様

大阪府危機管理監
大阪府健康医療部長

新型コロナウイルス感染症の対応について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症につきましては、市町村の皆様には、対応にご協力いただき、ありがとうございます。

本府の新型コロナウイルス感染者数は3月29日現在、累計で200人を超え、直近の27日～29日の3日間では50人を超えるなど、感染拡大の傾向にあります。

今後、新型コロナウイルス感染症の急速なまん延により、国民生活等に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態となった場合には、法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が緊急事態宣言の対象地域等を公示することとなります。

その際、本府が対象地域となった場合には、直ちに市町村対策本部を設置しなければならない（法第34条第1項）とされています。

各市町村におかれましては、既に作成されている新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、様々な取組みを実施していただいているところですが、今後も、府域の感染状況を十分注視していただくとともに、本府が緊急事態宣言の対象地域になった場合に、直ちに必要な対応ができるよう、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、準備を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

参考資料：「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の流れ」

担当：大阪府危機管理室災害対策課
危機管理・国民保護 G：塩瀬 永島
電話：06-6944-8150
FAX：06-6944-6654

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の流れ

■ 緊急事態宣言の要件

(法律要件 1)

- 国内で新型インフルエンザ等感染症の患者等又は新感染症の所見のある者の報告

(法律要件 2)

- 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件



(政令要件 I)

- 重症症例(肺炎、多臓器不全、脳症など)が通常のインフルエンザにかかった場合に比して、相当程度高いと認められる場合
※基本的対処方針等諮問委員会で判断

(法律要件 3)

- 全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件



(政令要件 II)

- ①疫学調査の結果、報告された患者等に感染させた原因が特定できない場合
又は
- ②上記①の場合のほか、患者等が不特定の者に対して感染させる行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合
※基本的対処方針等諮問委員会で判断

■ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の公示

(新型インフルエンザ等政府対策本部長決定)

- 緊急事態措置を実施すべき期間
- 緊急事態措置を実施すべき区域

※ 緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

- 新型インフルエンザ等緊急事態の概要
- 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要事項
 - ・特措法に基づく不要不急の外出自粛等の要請や施設の使用制限等の要請等
(施設の使用制限等の要請等における施設類型ごとの運用方法等の詳細は、内閣官房及び関係省庁において別途定める。)
- ※ 基本的対処方針の変更が示される

■ 緊急事態宣言発出後、市町村対策本部立ち上げ

- 市町村は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置し、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。(特措法第34条第1項)

(参考)

【市町村の役割】

[新型インフルエンザ等対策政府行動計画抜粋]

- ・ 市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- ・ なお、保健所を設置する市及び特別区については、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められ、都道府県と保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

[大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画抜粋]

- ・ 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域住民に対するワクチン接種や、住民の生活支援、要援護者への支援に関し、基本的対処方針等を踏まえ、市町村行動計画等に基づき的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- ・ 市町村は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や府行動計画等を踏まえ、住民の生活支援等の市町村が実施主体となる対策に関し、それぞれ地域の実情に応じた行動計画等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- ・ 市町村は、新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発出されたときは、市町村対

策本部を設置し、国及び府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進める。

- ・市町村は、保健所が行う搬送体制の整備に協力するとともに、府が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。
- ・保健所設置市については、感染症法上、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められることから、府と医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

